

千葉県の給与・定員管理等について

(令和2年度)

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

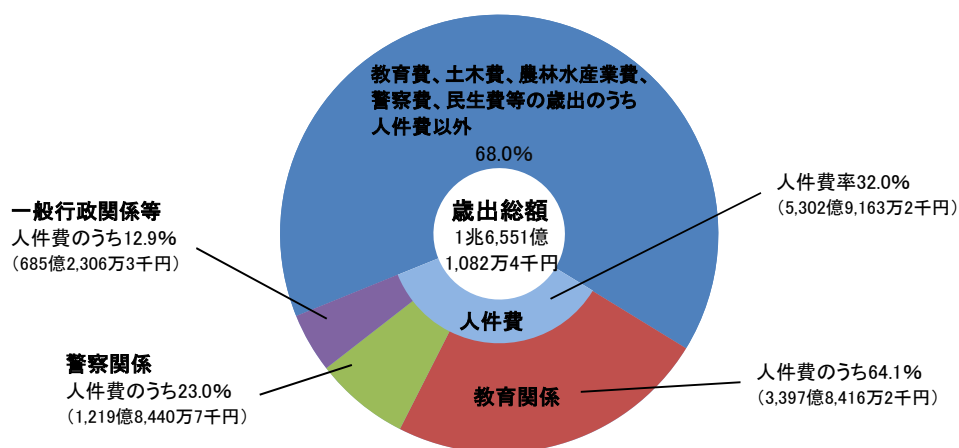
令和元年度普通会計(決算額)に占める人件費の状況は、次のとおりです。

人件費の内訳は、教育関係職員(千葉市以外の市町村立小・中学校の教員を含む)が64.1%、警察関係職員が23.0%、一般行政関係等職員が12.9%となっています。

区分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
元年度	6,319,772	1,655,110,824	16,887,334	530,291,632	32.0	31.4

(注) 1 人件費とは、職員に支給された給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与などの総額をいいます。

2 「実質収支」とは、その団体の純剰余または純損失の額を示すものです。



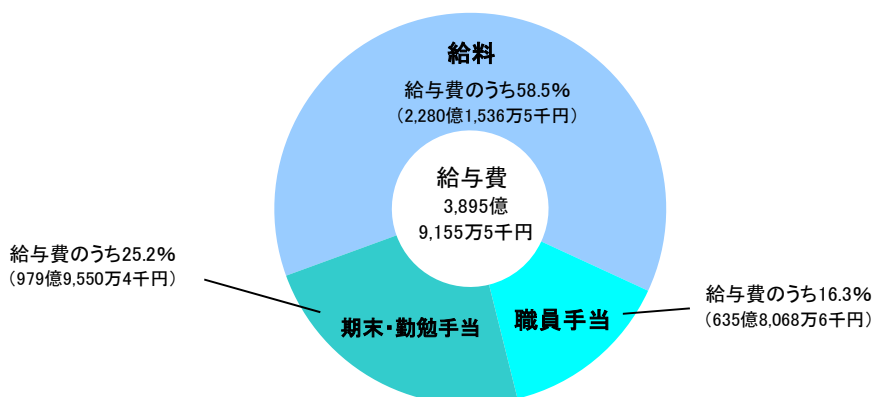
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
元年度	54,747	228,015,365	63,580,686	97,995,504	389,591,555	7,116	7,164

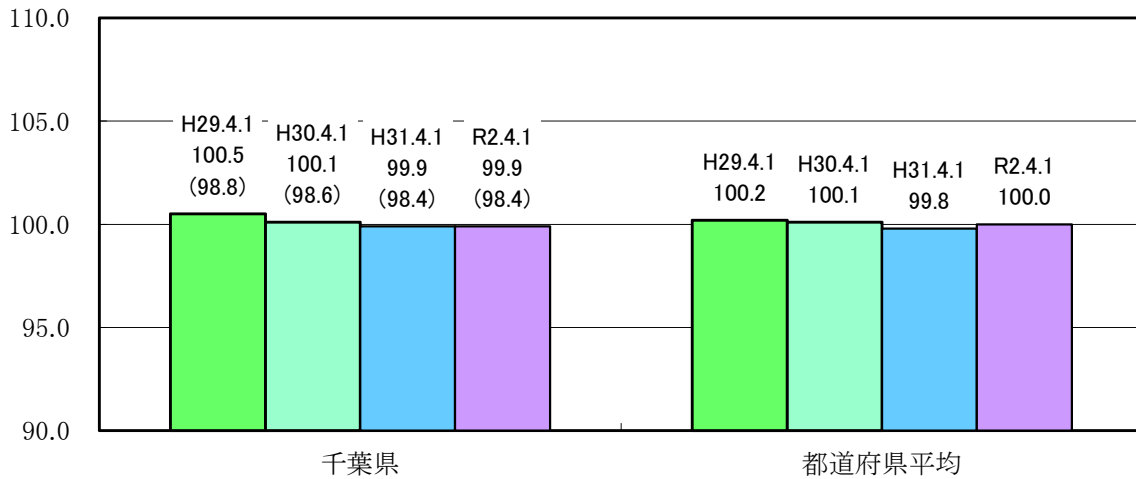
(注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)をいいます。

2 職員数は、平成31年4月1日現在の一般行政職員、警察官、教員などの総数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。



(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。
- 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出しています。)

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
2年度	366,454円	366,401円	53円 (0.01%)	改定なし	改定なし	改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
2年度	4.46月	4.50月	△0.04月	△0.05月	4.45月	4.45月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされており、本県も国と同様に見直しを実施しました。

① 給料表の見直し

実施内容

(給料表水準) 国の見直し内容を踏まえ、行政職給料表で平均2.2%、最大4%の引下げ
(実施時期) 平成27年4月1日
なお、国と同様に激変緩和のため3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 県内一律7%を9%に引上げ 参考:国基準による支給割合 10.8%
(実施時期) 平成27年4月1日
なお、支給割合の引上げは段階的に実施し、平成27年4月1日に8.3%、平成28年4月1日から9%としました。

③ その他の見直し内容

実施内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(2年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉県	40.8歳	308,010円	410,794円	360,951円
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円
都道府県平均	42.8歳	324,055円	413,722円	366,268円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
千葉県	53.7歳	370人	309,007円	366,264円	346,281円	—	—	—	—
用務員	56.2歳	85人	298,630円	347,440円	334,003円	用務員	55.9歳	207,900円	1.67
農業等技術員	52.9歳	145人	313,464円	376,891円	352,763円	—	—	—	—
運転手	57.8歳	29人	302,571円	369,855円	336,311円	自家用乗用自動車運転者	60.4歳	217,100円	1.70
調理員	53.5歳	20人	317,568円	370,916円	353,417円	調理士	43.4歳	270,600円	1.37
介助員	57.7歳	28人	313,738円	356,739円	345,253円	福祉施設介護員	41.8歳	239,200円	1.49
電話交換手	55.8歳	12人	304,342円	349,807円	332,341円	—	—	—	—
守衛	52.7歳	8人	309,794円	384,993円	349,644円	守衛	59.8歳	238,100円	1.62
その他	45.2歳	43人	312,923円	370,364円	356,036円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,319人	287,283円	—	328,862円	—	—	—	—
都道府県平均	53.6歳	187人	318,887円	373,164円	350,729円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
千葉県	—	—	—
用務員	5,606,433円	2,862,400円	1.96
農業等技術員	—	—	—
運転手	5,906,326円	2,794,500円	2.11
調理員	5,961,840円	3,636,400円	1.64
介助員	5,838,008円	3,385,300円	1.72
電話交換手	—	—	—
守衛	6,378,842円	3,256,800円	1.96
その他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成29～令和元年の3ヶ年平均)。

※民間データの「用務員」と「福祉施設介護員」については、都道府県別データが公表されていないため全国平均を使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千葉県	43.8歳	352,652円	419,389円
都道府県平均	44.8歳	372,601円	430,717円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千葉県	40.5歳	346,952円	410,313円
都道府県平均	42.4歳	356,917円	410,239円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
千葉県	38.2歳	323,858円	468,307円	372,590円
国	41.4歳	319,832円	—	378,311円
都道府県平均	38.4歳	323,548円	456,572円	371,763円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（2年4月1日現在）

学校卒業後すぐに採用された場合の初任給は、次のとおりです。

区 分		千 葉 県	国
一般行政職	大学卒	188,700円	総合職(大卒) 186,700円 一般職(大卒) 182,200円
	高校卒	154,900円	一般職(高卒) 150,600円
技能労務職	高校卒	152,700円	—
	中校卒	139,900円	—
高等学校教育職	大学卒	211,300円	—
小・中学校教育職	大学卒	211,300円	—
警察職	大学卒	222,900円	総合職(大卒) 214,400円 一般職(大卒) 211,400円
	高校卒	190,600円	一般職(高卒) 173,400円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（2年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,446円	360,211円	389,744円	407,367円
	高校卒	227,852円	310,148円	349,640円	375,131円
技能労務職	高校卒	—	—	312,225円	340,245円
	中学卒	—	—	—	—
高等学校教育職	大学卒	320,479円	392,622円	413,563円	420,002円
	高校卒	—	—	—	—
小・中学校教育職	大学卒	323,427円	399,970円	416,290円	425,540円
	高校卒	—	—	—	—
警察職	大学卒	291,279円	382,891円	413,200円	417,733円
	高校卒	264,850円	358,625円	391,288円	404,589円

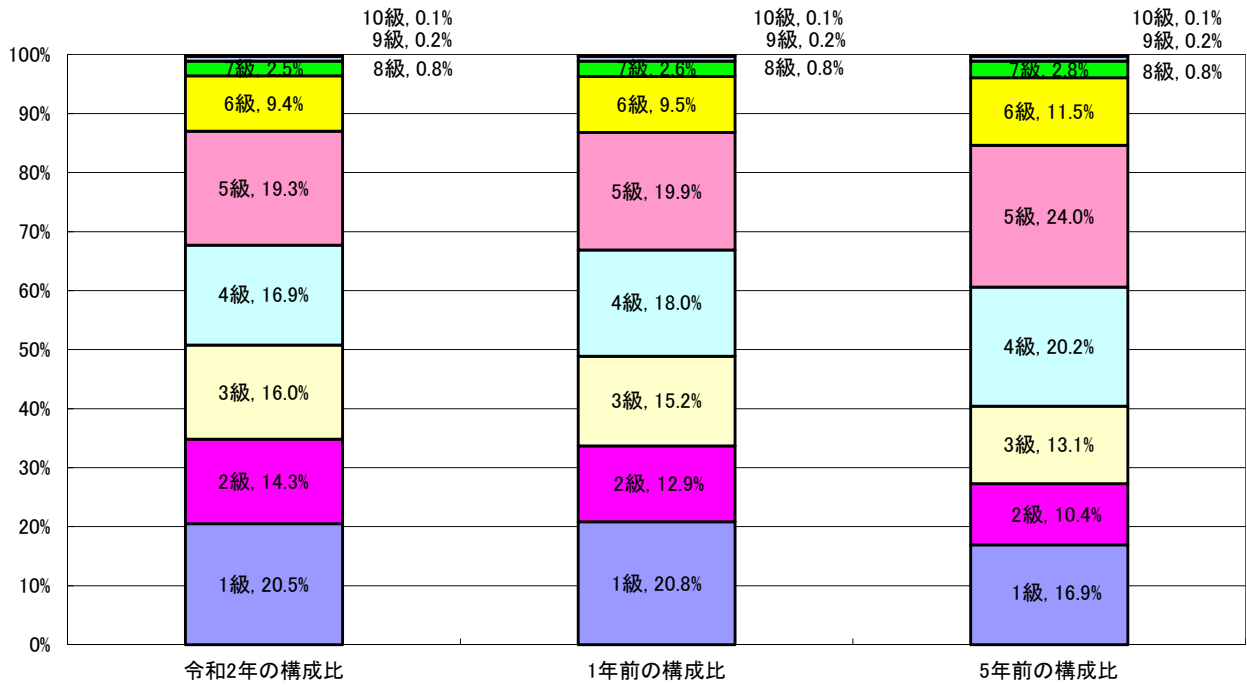
(注) 経験年数とは、学校卒業後すぐに県に採用され、引き続き勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に職歴などのある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

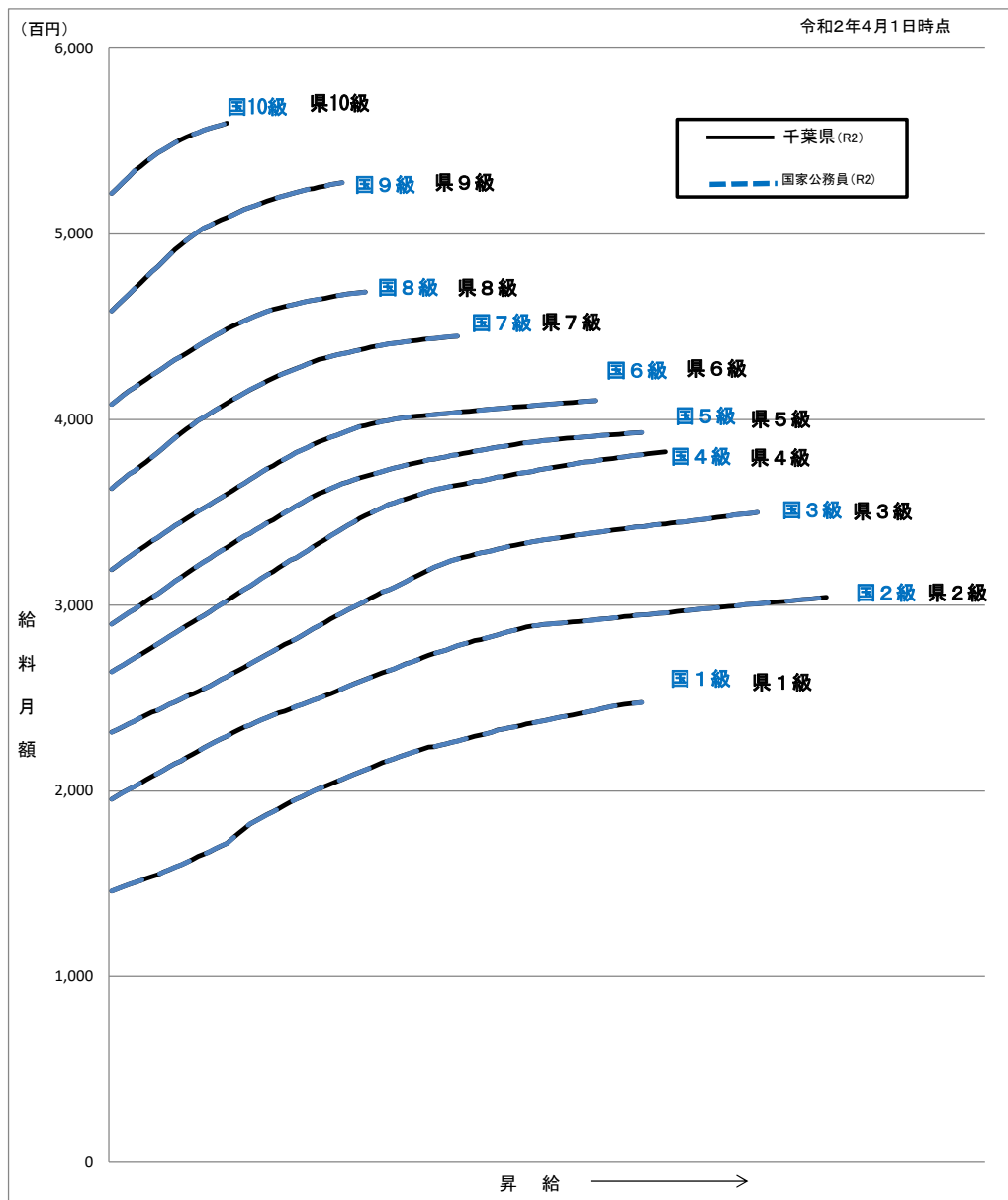
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（2年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	1,870人	20.5%	146,100円	247,600円
2級	主事、技師	1,306人	14.3%	195,500円	304,200円
3級	副主査	1,463人	16.0%	231,500円	350,000円
4級	係長、主査	1,548人	16.9%	264,200円	382,600円
5級	班長、副主幹	1,766人	19.3%	289,700円	393,000円
6級	副課長、主幹	861人	9.4%	319,200円	410,200円
7級	課長	228人	2.5%	362,900円	444,900円
8級	次長	74人	0.8%	408,100円	468,600円
9級	担当部長	18人	0.2%	458,400円	527,500円
10級	部長	9人	0.1%	521,700円	559,500円

(注) 1 千葉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 3 職員数には教育部門等での一般行政職を含んでいます。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（千葉県）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

※管理職員の欄は副課長・主幹級以上の職員です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

千葉県			国		
1人当たり平均支給額(元年度)			—		
1,760千円					
(元年度支給割合)			(元年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.6月分	1.90月分		2.6月分	1.90月分	
(1.45)月分	(0.9)月分		(1.45)月分	(0.9)月分	
(内訳)			(内訳)		
6月期	1.30月分	0.925月分	6月期	1.30月分	0.925月分
	(0.725)月分	(0.45)月分		(0.725)月分	(0.45)月分
12月期	1.30月分	0.975月分	12月期	1.30月分	0.975月分
	(0.725)月分	(0.45)月分		(0.725)月分	(0.45)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15・25%			・管理職加算 10～25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(千葉県)

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	○	○	○	○
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

※管理職員の欄は副課長・主幹級以上の職員です。

(2) 退職手当（2年4月1日現在）

千葉県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~30%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)		
一人当たり平均支給額					
自己都合	135万5千円				
勸奨	2,261万4千円				
定年	2,216万5千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（2年4月1日現在）

支給実績(元年度決算)	21,665,553千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	367,007円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	17.2%	41人	20%
印西市、我孫子市、袖ヶ浦市	9.2%	2,331人	16%
千葉市、習志野市、成田市	9.2%	13,279人	15%
船橋市、浦安市	9.2%	5,115人	12%
市川市、松戸市、八千代市、富津市、 四街道市、佐倉市、市原市	9.2%	12,672人	10%
茂原市、柏市、鎌ヶ谷市、白井市、野田市、 東金市、流山市、大網白里市、酒々井町、 栄町	9.2%	9,930人	6%
八街市、木更津市、君津市、山武市、長柄町	9.2%	3,362人	3%
成田市(成田国際空港区域内)	9.2%	1,149人	16%
その他の千葉県の地域	9.2%	6,988人	—
医師、歯科医師(全域)	16%	56人	16%
平均支給率	9.2%	—	10.8%

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率(一般行政職ベース)です。

(4) 特殊勤務手当（2年4月1日現在）

支給実績(元年度決算)	3,697,253千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	106,414円
職員全体に占める手当支給職員の割合(元年度)	42.4%
手当の種類(手当数)	42

【知事部局】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	県税事務所職員等 (管理職員除く)	県税の賦課徴収	79,643 千円	月額 14,000 円
		滞納処分、犯則取締り、軽油路上抜き取り調査等	557 千円	日額 450 円・550 円
消防訓練指導業務手当	消防学校職員	破壊器具を使用する訓練、高所訓練等の危険を伴う教育訓練	99 千円	日額 500 円
社会福祉事務手当	健康福祉センター職員、 児童福祉司等 (管理職員除く)	生活保護業務、訪問調査、相談等	17,288 千円	日額 470 円
	女性サポートセンター、 児童相談所職員等	心理学的判定等	9,216 千円	日額 370 円
防疫等作業手当	健康福祉センター、衛生 研究所職員等	感染症の病原体の検査、感染症の病原体に汚染された場所の消毒作業等	935 千円	日額 320 円
		結核の検診、結核患者の療養指導等	607 千円	日額 320 円
		家畜伝染病の患畜に対する検査、注射等	66 千円	日額 280 円
		口蹄疫等のまん延防止のための家畜のと殺、消毒作業等	0 千円	日額 380 円・760 円
精神保健業務手当	健康福祉センター職員	医師による精神障害者の診察の立会い、病院への護送	314 千円	日額 450 円
		在宅精神障害者の面接業務	611 千円	日額 400 円
犬取扱作業手当	健康福祉センター職員	狂犬病の予防注射、病性鑑定、犬の捕獲、薬殺等	100 千円	日額 420 円
夜間看護等手当	児童相談所、生実学校、 富浦学園の看護師、保育士等	深夜における看護等の業務	23,762 千円	1回 2,150 円～7,300 円
夜間特殊業務手当	水産情報通信センター職員	深夜における無線通信設備の運用、保守業務	1,157 千円	1回 410 円～1,100 円
公害調査等作業手当	地域振興事務所、環境研究センター職員等	ガス、粉じん等の有害物の調査、し尿処理施設の検査等	814 千円	日額 290 円
	廃棄物指導課職員等	産業廃棄物等の不法投棄等に係る監視、指導作業等	2,705 千円	日額 480 円
用地交渉手当	農業事務所、土木事務所職員等	公共事業に必要な土地の取得等のために行う交渉業務	3,189 千円	日額 1,000 円・1,500 円
災害応急作業手当	土木事務所職員等	災害発生時に河川の堤防等で行う巡回監視、応急作業等	212 千円	日額 710 円～2,160 円
放射線取扱作業手当	診療放射線技師等	エックス線を人体に対して照射する作業	19 千円	日額 360 円
漁撈作業手当	水産総合研究センター職員等	試験調査、漁業実習のため魚介等水産物を獲る作業	1,554 千円	1 航海の支給総額 (漁獲物の販売額－経費)×35/100 以内
調査試験手当	環境研究センター、水産総合研究センター職員等	海上における調査、試験、監督、指導等	1,053 千円	日額 500 円
温室内農薬散布作業手当	農林総合研究センター職員等	5月から10月までの温室内における農薬散布作業	52 千円	日額 270 円
家畜取扱作業手当	畜産総合研究センター職員等	種牡牛(豚)の自然交配、精液採取等	2,741 千円	日額 300 円
		獣畜の解体処理、解体後の検査	139 千円	日額 420 円
危険物等取扱作業手当	産業支援技術研究所、衛生研究所職員等	毒物、劇物等を使用した検査、試験等	1,704 千円	日額 280 円
	産業保安課、地域振興事務所職員等	高圧ガス製造施設、火薬庫の立入検査等	221 千円	日額 280 円
	計量検定所職員等	液化石油ガスに係る特定計量器の検定、検査	0 千円	日額 280 円
	計量検定所職員	大型はかりの検定、検査のため 500 kg 以上の分銅を取り扱う作業	29 千円	日額 290 円
危険現場作業手当	下水道事務所職員等	トンネル坑内における掘削作業、監督業務等	0 千円	日額 450 円
	健康福祉センター、環境研究センター職員等	危険ながけ、高所で行う監督、測量等	34 千円	日額 280 円・340 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
	水産総合研究センター職員等	潜水作業等	31千円	1時間 310円～1,500円
	農業事務所、土木事務所職員等	夜間における土木工事作業、監督業務	0千円	1回 320円
	畜産総合研究センター市原乳牛研究所、嶺岡乳牛研究所職員	傾斜地における大型特殊自動車等の運転業務	824千円	日額 230円・300円
司法警察員職務等手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	0千円	日額 550円
	漁業監督吏員等	海上における漁業取締業務	241千円	日額 550円
庁舎警備等業務手当	本庁の守衛	深夜における庁舎警備等	496千円	1回 470円・730円

【警察】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
刑事作業手当	警察官	私服勤務員の犯罪予防、犯罪捜査、被疑者逮捕	281,376千円	日額 560円
		捜査本部開設事件の捜査等	3,767千円	日額 840円
		留置施設の看守	42,406千円	日額 310円
		被疑者の護送	3,087千円	日額 280円
少年補導手当	少年補導専門員	街頭補導、少年相談等	869千円	日額 300円
警ら作業手当	警察官	警ら作業	135,794千円	日額 300円
犯罪鑑識作業手当	警察職員	指紋、手口、写真を利用する犯罪鑑識の作業等	26,027千円	日額 560円・280円
警察爆発物処理等 作業手当	警察職員	爆発物の移動、回収、解体等の作業	130千円	日額 5,200円
		特殊危険物質(サリン等)の処理作業、特殊危険物質による被害の危険がある区域内の作業、特殊危険物質の製造過程解明実験	23千円	日額 250円～4,600円
特別救助等作業手当	警察職員	ロープ等を利用して行う救難救助等	564千円	日額 710円
		災害発生時の災害警備、遭難救助等	0千円	日額 840円・1,680円
		東日本大震災に対処するための作業	3,352千円	日額 660円～ 日額 40,000円
交通捜査等作業手当	警察官	交通捜査、交通事故処理作業	117,249千円	日額 560円・1,120円
	警察官、交通巡視員	交通整理、交通取締り作業	3,527千円	日額 310円・620円
	警察官	高速道路上における交通取締り、交通事故処理等の作業	14,260千円	日額 840円・1,680円
	警察職員	夜間の交通捜査、交通事故処理	28,618千円	日額 280円～840円
航空作業手当	警察職員	航空機の操縦等	19,010千円	1時間 1,900円～ 5,100円 1回 4,000円
警察用自動車等運転 手当	警察職員	白バイの運転作業	3,762千円	日額 560円・1,120円
		バトカーの運転作業	92,003千円	日額 420円・840円
警察夜間特殊業務手当	警察職員	深夜の犯罪捜査、警ら、交通事故処理等の作業	339,779千円	1回 410円～1,100円
死体処理作業手当	警察職員	変死者又は変死の疑いのある死体の処理、解剖補助作業	230,077千円	1回 1,600円・3,200円
緊急呼出業務手当	警察本部又は警察署職員(管理職員除く)	突発的に発生した犯罪捜査、被疑者逮捕等のため緊急に呼び出され、夜間帯においてその業務に従事した場合	1,225千円	1回 620円・1,240円
身辺警護等作業手当	警察官	天皇、皇后、皇太子、皇太子妃等の側近警衛等	1,038千円	日額 640円・1,150円
銃器犯罪捜査手当	警察官	銃器等を使用している犯罪現場での被疑者逮捕等	600千円	日額 820円～1,640円
遠隔地水上警戒作業 手当	警察官	遠隔地の離島の周辺海域における水上警戒作業	0千円	日額 1,100円

【教育委員会】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教員特殊業務手当	教育職員	非常災害時等の緊急業務で週休日等に行うもの	7,336 千円	日額 7,500 円 ~ 16,000 円
		修学旅行等引率指導業務で泊を伴うもの	198,885 千円	日額 5,100 円
		対外競技等引率指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	188,032 千円	日額 5,100 円
		部活動指導業務で週休日等に行うもの	1,539,527 千円	日額 1,800 円・3,600 円
教員兼務手当	教育職員	全日制課程勤務職員の定時制課程授業、定時制課程勤務職員の全日制課程授業、通信制課程勤務職員の全日制課程授業又は定時制課程授業、全日制課程勤務職員又は定時制課程勤務職員の通信制課程における面接指導	568 千円	1 単位時間 1,300 円
多学年学級担当手当	教育職員	小学校、中学校の2以上の学年の児童、生徒で編制されている学級における授業又は指導	1,139 千円	日額 290 円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校等の教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言を行う主任等の業務	248,334 千円	日額 200 円
航海実習指導手当	水産高等学校の学校職員	実習船に乗り組み、実習生に対して行う航海実習指導	6,743 千円	日額 1,700 円・1,800 円
		実習船に乗り組み、冷凍室内等におけるマイナス55度以下の低温下での指導	20 千円	1 時間 260 円
教育夜間手当	定時制課程本務職員のうち、定時制通信教育手当受給者以外	定時制教育等の業務	1,686 千円	月額 5,600 円
	定時制課程併置学校の事務長	全日制、定時制両課程の総括業務	0 千円	日額 230 円
夜間学級担当手当	二部授業を行う中学校の教育職員	夜間授業	4,260 千円	月額 19,000 円 ~ 32,000 円
危険現場作業手当	教育職員	潜水作業等	81 千円	1 時間 310 円 ~ 1,500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(元年度決算)	10,922,410 千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	515 千円
支給実績(30年度決算)	9,758,527 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	453 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) 子 10,000円 子以外の扶養親族 6,500円 行政職給料表8級相当の職員は3,500円 行政職給料表9級以上相当の職員は不支給 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ	—	千円 4,592,738	円 226,065
住居手当	借家居住者に支給(月額) 家賃額に応じて28,000円を限度 (家賃16,000円を超える場合に限る。)	同じ	—	千円 4,050,744	円 281,165
通勤手当	通勤のために電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 電車、バスを利用する場合 定期券代等全額支給 (6か月定期券代まとめ払い制) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～54,300円	異なる	乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて 2,000円～ 31,600円	千円 6,658,577	円 124,248
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(月額) 適用される給料表並びに職務の級及び区分に応じて39,700円～139,300円	異なる	区分及びその額	千円 3,348,592	円 793,693
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	千円 3,120,422	円 242,269
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	千円 1,356,495	円 160,951
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間又は休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 一般の宿日直勤務 4,400円等 勤務時間が5時間未満の場合 2,200円等	同じ	—	千円 1,446,059	円 205,728
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に、又は週休日等以外の日の深夜に勤務した場合に支給 週休日等4,000円～12,000円 週休日等以外の日2,000円～6,000円	同じ	—	千円 167,224	円 88,338
初任給調整手当	医師又は歯科医師の職に採用された職員に一定期間支給(月額) 308,600円以下	同じ	—	千円 91,099	円 2,530,528
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員に支給(月額) 給料の月額×8/100又は10/100	—	—	千円 53,443	円 298,564

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
産業教育手当	産業教育(農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程)に関する実習を行う教員に支給(月額) 16,000円～32,000円	—	—	千円 165,809	円 337,010
定時制通信教育手当	定時制又は通信制課程の教育を行う教諭等に支給(月額) 26,000円～32,000円	—	—	千円 127,841	円 303,660
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教員に支給(月額) 職員の職務の級及びその号給に応じた額(8,000円以下)	—	—	千円 2,057,539	円 58,027
単身赴任手当	異動等に伴い単身赴任することとなった職員に支給(月額) 30,000円 (職員の単身赴任先の住居から配偶者等の住居までの交通距離による加算有り)	同じ	—	千円 58,888	円 260,566
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給(月額) (給料の月額+扶養手当)×8/100以内	同じ	—	千円 0	円 0
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地等に所在する公立の小中学校に勤務する職員に支給(月額) (給料の月額+扶養手当)×4/100	—	—	千円 0	円 0
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、千葉県の区域内に滞在する場合に支給(日額) 公用の施設又はこれに準ずる施設 3,970円 その他の施設 滞在した期間に応じて5,140円～6,620円	—	—	千円 0	円 0
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、千葉県の区域内に滞在する場合に支給(日額) 公用の施設又はこれに準ずる施設 3,970円 その他の施設 滞在した期間に応じて5,140円～6,620円	—	—	千円 0	円 0
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、千葉県の区域内に滞在する場合に支給(日額) 公用の施設又はこれに準ずる施設 3,970円 その他の施設 滞在した期間に応じて5,140円～6,620円	—	—	千円 0	円 0

5 特別職の給与の状況（2年4月1日現在）

特別職の給与は、千葉県特別職報酬等審議会の答申を受けて、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」及び「千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例」で定められており、現在の額は平成5年10月に改正されたものです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,390,000円
	副 知 事	1,110,000円
報 酬	議 長	1,110,000円
	副 議 長	970,000円
	議 員	880,000円
期 末 手 当	知 事	(元年度支給割合) 4.4月分(6月期2.125月分 12月期2.275月分)
	副 知 事	(元年度支給割合) 4.4月分(6月期2.125月分 12月期2.275月分)
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
		139万円×在職月数×0.6 4,003万円 任期毎
	副 知 事	111万円×在職月数×0.45 2,398万円 任期毎

- (注) 1 期末手当には、一般職と同様の加算措置があります。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
 3 知事、副知事には、このほか地域手当(9.2%)及び通勤手当が支給されます。

6 職員数の状況

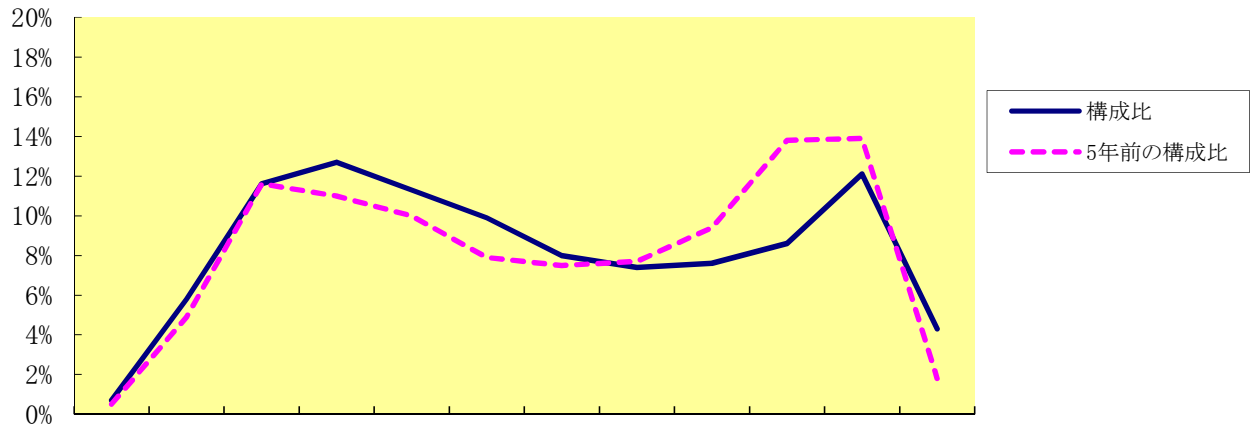
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		平成31年	令和2年		
普 通 会 計 部 門	議 会	60	60	0	
	総 務	1,138	1,149	11	東 京 オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク に 向 け た 体 制 整 備
	税 務	556	558	2	体 制 整 備
	民 生	934	993	59	児 童 相 談 所 体 制 強 化
	衛 生	1,296	1,304	8	体 制 整 備
	労 働	128	129	1	
	農 林 水 産	1,585	1,579	▲6	体 制 見 直 し
	商 工	238	238	0	
	土 木	1,288	1,307	19	自 然 災 害 へ の 対 応 に 向 け た 体 制 強 化
	計	7,223	7,317	94	
	教 育 部 門	34,875	34,870	▲5	小 ・ 中 ・ 高 等 学 校 の 学 級 数 の 減 少
	警 察 部 門	12,649	12,518	▲131	成 田 国 際 空 港 警 備 隊 の 再 編
	小 計	54,747	54,705	▲42	
会 公 管 部 門	病 院	2,172	2,239	67	千 葉 県 が ん セ ン タ ー 新 棟 オ ー プ ン に 向 け た 体 制 整 備
	水 道	874	898	24	水 道 施 設 の 更 新 等 に 向 け た 体 制 強 化
	下 水 道	117	119	2	体 制 整 備
	そ の 他	339	342	3	体 制 整 備
	小 計	3,502	3,598	96	
合 計		58,249 [61,543]	58,303 [61,812]	54 [269]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（2年4月1日現在）



20歳未満 20歳～23歳 24歳～27歳 28歳～31歳 32歳～35歳 36歳～39歳 40歳～43歳 44歳～47歳 48歳～51歳 52歳～55歳 56歳～59歳 60歳以上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	418 (0.7%)	3,404 (5.8%)	6,762 (11.6%)	7,426 (12.7%)	6,564 (11.3%)	5,798 (9.9%)	4,670 (8.0%)	4,281 (7.4%)	4,421 (7.6%)	5,023 (8.6%)	7,033 (12.1%)	2,503 (4.3%)	58,303 (100%)

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	27年	28年	29年	30年	31年	2年	
一般行政	6,677	6,746	6,828	7,059	7,223	7,317	640 (9.6%)
教育	39,311	39,289	35,027	34,940	34,875	34,870	▲4,441 (▲11.3%)
警察	12,867	12,862	13,013	13,024	12,649	12,518	▲349 (▲2.7%)
普通会計計	58,855	58,897	54,868	55,023	54,747	54,705	▲4,150 (▲7.1%)
公営企業等会計計	3,253	3,318	3,354	3,440	3,502	3,598	345 (10.6%)
総合計	62,108	62,215	58,222	58,463	58,249	58,303	▲3,805 (▲6.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に 占める職員給与費比率
元年度	千円	千円	千円	%	%
水道事業	66,970,883	8,095,215	5,890,525	8.8	8.6
工業用水道事業	12,232,219	1,224,164	1,107,027	9.1	8.7
造成土地管理事業	9,307,148	▲978,423	965,622	10.4	5.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費1,504,433千円を含みません。

区分	職員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府 県平均1人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
水道事業	918	3,150,805	1,250,883	1,345,856	5,747,544	6,261	6,958
工業用水道事業	122	466,743	166,631	207,992	841,365	6,896	6,577
造成土地管理事業	124	459,328	146,175	202,217	807,720	6,514	7,107

(注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)をいいます。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(2年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
千葉県企業局			
水道事業	38.0歳	323,757円	531,462円
工業用水道事業	41.4歳	353,713円	541,952円
造成土地管理事業	42.0歳	351,462円	551,899円
団体平均			
水道事業	43.5歳	361,318円	578,084円
工業用水道事業	44.2歳	351,473円	547,053円
造成土地管理事業	43.2歳	376,497円	590,300円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千葉県企業局			千葉県(知事部局等)		
1人当たり平均支給額(元年度)			1人当たり平均支給額(元年度)		
水道事業	1,466千円		1,760千円		
工業用水道事業	1,705千円				
造成土地管理事業	1,631千円				
(元年度支給割合)			(元年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	2.6月分	1.90月分		2.6月分	1.90月分
	(1.45)月分	(0.9)月分		(1.45)月分	(0.9)月分
(内訳)			(内訳)		
6月期	1.30月分	0.925月分	6月期	1.30月分	0.925月分
	(0.725)月分	(0.45)月分		(0.725)月分	(0.45)月分
12月期	1.30月分	0.975月分	12月期	1.30月分	0.975月分
	(0.725)月分	(0.45)月分		(0.725)月分	(0.45)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%		・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15・25%		・管理職加算	15・25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(2年4月1日現在)

千葉県企業局			千葉県(知事部局等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～30%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～30%)		
一人当たり平均支給額			一人当たり平均支給額		
水道事業	1,744万7千円		自己都合	135万5千円	
工業用水道事業	1,262万2千円		勸奨	2,261万4千円	
造成土地管理事業	706万7千円		定年	2,216万5千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)		水道事業	303,772千円
		工業用水道事業	45,841千円
		造成土地管理事業	44,899千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)		水道事業	329,471円
		工業用水道事業	375,743円
		造成土地管理事業	356,340円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の 制度(支給率)
千葉市、市川市、船橋市、松戸市、 成田市、佐倉市、市原市、君津市、 袖ヶ浦市、印西市	9.2%	水道事業 896人 工業用水道事業 122人 造成土地管理事業 121人	9.2%

エ 特殊勤務手当(2年4月1日現在)

支給総額(元年度決算)	水道事業 27,018千円 工業用水道事業 1,311千円 造成土地管理事業 0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	水道事業 62,978円 工業用水道事業 29,134円 造成土地管理事業 0千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(元年度)	水道事業 46.5% 工業用水道事業 36.9% 造成土地管理事業 0%
手当の種類(手当数)	8

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する支給単価
作業手当	水道事務所職員	交通遮断しないで行う道路上での仕切 弁作業等(夜間を除く)	1,824千円	日額290円
		夜間に行う地下の仕切弁室等におけ る機器の操作等	217千円	1回につき320円
危険現場作業手当	施設整備センター職員	危険な高所で行う監督等	18千円	日額280円~340円
		トンネル坑内における工事監督等	6千円	日額450円
浄水等作業手当	水道事業の浄給水場 職員	水道事業の浄給水場における施設の 運転・維持管理業務	22,313千円	日額250円 (正規の夜間勤務 670円~1,800 円、活性炭注入作業日額250円、 活性炭溶解作業日額280円、汚 泥処理作業日額250円を加算)
配水作業手当	工業用水道事業の浄 水場職員等	工業用水道事業の浄水場等の施設に おける運転管理業務	1,135千円	日額250円
劇物等取扱作業手 当	浄給水場及び水質セン ター職員	毒物、劇物を使用した検査等	2,533千円	日額280円
用地交渉作業手当	本局(財務課)職員	事業に必要な土地の取得等のために 行う交渉業務	64千円	日額1,000円~1,500円
徴収等手当	水道事務所職員	異常水量等の調査認定・料金の未納 整理・給水停止等	216千円	日額350円
災害応急作業手当	水道事務所職員等	重大災害発生現場における応急作業 等	0千円	日額710円~2,160円

オ 時間外勤務手当

支給実績(元年度決算)	水道事業 522,279千円 工業用水道事業 54,627千円 造成土地管理事業 36,395千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	水道事業 ,625千円 工業用水道事業 ,563千円 造成土地管理事業 ,343千円
支給実績(30年度決算)	水道事業 348,529千円 工業用水道事業 24,188千円 造成土地管理事業 25,947千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	水道事業 ,426千円 工業用水道事業 ,244千円 造成土地管理業務 ,211千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) 子 10,000円 子以外の扶養親族 6,500円 行政職給料表8級相当の職員は 3,500円 行政職給料表9級以上相当の職員は 不支給 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ	-	水道事業 64,208千円 工業用水道事業 9,324千円 造成土地管理事業 10,219千円	水道事業 226,884円 工業用水道事業 221,999円 造成土地管理事業 237,646円
住居手当	借家居住者に支給(月額) 家賃額に応じて28,000円を限度 (家賃16,000円を超える場合に限る。)	同じ	-	水道事業 70,885千円 工業用水道事業 11,927千円 造成土地管理事業 11,234千円	水道事業 281,290円 工業用水道事業 283,986円 造成土地管理事業 295,632円
通勤手当	通勤のために電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 電車、バスを利用する場合 定期券代等全額支給 (6か月定期券代まとめ払い制) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～54,300円	同じ	-	水道事業 164,504千円 工業用水道事業 20,737千円 造成土地管理事業 24,422千円	水道事業 185,252円 工業用水道事業 177,236円 造成土地管理事業 203,517円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(月額) 職務の級及び区分に応じて66,500円～130,300円	同じ	-	水道事業 74,449千円 工業用水道事業 22,208千円 造成土地管理事業 18,510千円	水道事業 865,690円 工業用水道事業 888,336円 造成土地管理事業 925,490円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	-	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	-	水道事業 20,998千円 工業用水道事業 0千円 造成土地管理事業 0千円	水道事業 209,983円 工業用水道事業 0円 造成土地管理事業 0円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に、又は週休日等以外の日の深夜に勤務した場合に支給 週休日等8,000円～12,000円 週休日等以外の日4,000円～6,000円	同じ	-	水道事業 2,770千円 工業用水道事業 656千円 造成土地管理事業 496千円	水道事業 40,729円 工業用水道事業 38,583円 造成土地管理事業 33,099円
単身赴任手当	異動等に伴い単身赴任することとなった職員に支給(月額) 30,000円 (職員の単身赴任先の住居から配偶者等の住居までの交通距離による加算有り)	同じ	-	水道事業 0千円 工業用水道事業 0千円 造成土地管理事業 0千円	水道事業 0円 工業用水道事業 0円 造成土地管理事業 0円

(注) 休日勤務手当の支給実績については「オ 時間外勤務手当」に含まれています。

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占める 職員給与費比率
元年度	千円 48,542,528	千円 ▲3,081,317	千円 24,617,115	% 50.7	% 50.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費131,274千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 2,166	千円 8,481,928	千円 4,788,733	千円 3,755,892	千円 17,026,553	千円 7,861	千円 7,682

(注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)をいいます。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(2年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
千葉県病院局	医師・歯科医師	47.5歳	645,512円	1,597,053円
	看護師・准看護師等	38.7歳	354,942円	539,718円
	事務職員等	39.2歳	333,389円	498,398円
団体平均	医師	45.2歳	568,569円	1,454,715円
	看護師	39.3歳	311,575円	510,182円
	事務職	43.2歳	348,357円	564,341円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千葉県病院局			千葉県(知事部局等)		
1人当たり平均支給額(元年度)			1人当たり平均支給額(元年度)		
1,764千円			1,760千円		
(元年度支給割合)			(元年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.6月分	1.90月分		2.6月分	1.90月分	
(1.45)月分	(0.9)月分		(1.45)月分	(0.9)月分	
(内訳)			(内訳)		
6月期	1.30月分	0.925月分	6月期	1.30月分	0.925月分
	(0.725)月分	(0.45)月分		(0.725)月分	(0.45)月分
12月期	1.30月分	0.975月分	12月期	1.30月分	0.975月分
	(0.725)月分	(0.45)月分		(0.725)月分	(0.45)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20%		・役職加算	5~20%	
・管理職加算	15・25%		・管理職加算	15・25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(2年4月1日現在)

千葉県病院局			千葉県(知事部局等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~30%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~30%)		
一人当たり平均支給額			一人当たり平均支給額		
自己都合	156万5千円		自己都合	135万5千円	
勸奨	1,591万9千円		勸奨	2,261万4千円	
定年	2,067万9千円		定年	2,216万5千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(2年4月1日現在)

支給実績(元年度決算)	919,686千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	423,623円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師及び歯科医師(全域)	16%	246人	16%
県内市町村	9.2%	1,993人	9.2%

エ 特殊勤務手当(2年4月1日現在)

支給総額(元年度決算)	465,232千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	308,919円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(元年度)	69.5%			
手当の種類(手当数)	13			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師又は歯科医師である職員であって、管理職手当を受けるべき職にあるもの	患者の診療又は手術等	83,982千円	月額200,000円~360,000円
防疫等作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の病原体の検査、感染症の病原体に汚染された場所の消毒作業等 結核の検診、結核患者の療養指導等	0千円	月額320円
精神保健業務手当	右記業務に従事した職員	医師による精神障害者の診察の立会い	0千円	月額450円
		在宅精神障害者の面接業務	0千円	月額400円
臨床研修指導管理手当	医師である職員であって局長が定めるもの	研修医に対する指導又は臨床研修の実施の管理等の業務	1,889千円	月額10,000円
救急搬送調整手当	救急医療センターに勤務する医師である職員であって局長が定めるもの	患者を緊急に搬送するのに必要な調整	0千円	1回5,000円・10,000円
分べん手当	こども病院に勤務する医師である職員であって局長が定めるもの	分べんに関わる業務	0千円	1回10,000円
特殊看護手当	看護師、准看護師、助産師であって、右記業務に従事した職員	外来及び病棟の運営管理等の業務	11,231千円	月額10,000円
		専門性に関する資格を有するもののその資格に係る業務		月額3,000円・5,000円
夜間看護等手当	看護師、准看護師、助産師	深夜における看護等の業務	347,574千円	1回2,150円~7,300円
	右記業務に従事した職員	待機を依頼された職員が、呼出しを受け、1時間以上行った手術等の業務		1回1,620円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する支給単価
夜間特殊業務手当	医師	深夜における診療等の業務	12,759千円	1回2,600円～5,000円
	臨床検査技師、診療放射線技師及び薬剤師等	深夜における検査等の業務		1回410円～1,100円
災害応急作業手当	右記業務に従事した職員	重大災害が発生した区域等での診療、看護、検査、運搬その他局長が定める業務	0千円	日額1,080円
放射線取扱作業手当	診療放射線技師等	放射線管理区域内で行う業務(1月100マイクローベルト以上放射線を被ばくした場合に限る。)	5,865千円	日額360円
危険物等取扱作業手当	右記業務に従事した職員	毒物、劇物等を使用した検査、試験等	116千円	日額280円
危険現場作業手当	救急医療センターに勤務する職員	航空機に搭乗した救急業務	0千円	1時間1,900円
	救急医療センター又はこども病院に勤務する職員	高圧酸素治療室内における高圧化での業務		1時間210円～1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(元年度決算)	1,764,039千円
職員1人当たり平均支給年額(元年度決算)	829千円
支給実績(30年度決算)	1,399,172千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	671千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(月額) 子 10,000円 子以外の扶養親族 6,500円 行政職給料表8級相当の職員は 3,500円 行政職給料表9級以上相当の職員は 不支給 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同じ	—	173,185千円	224,915円
住居手当	借家居住者に支給(月額) 家賃額に応じて28,000円を限度 (家賃16,000円を超える場合に限る。)	同じ	—	145,121千円	279,080円
通勤手当	通勤のため電車、バス等交通機関を利用し、または乗用車等交通用具を使用している職員に支給 電車・バスを利用する場合 定期券代等全額支給 (6か月定期券代まとめ払い制) 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～54,300円	同じ	—	269,229千円	143,359円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(月額) 適用される給料表並びに職務の級及び区分に応じて53,700円～137,700円	同じ	—	93,095千円	1,224,932円
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられ、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務時間1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	194,352千円	145,365円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間又は休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 医師 10,500円～46,500円 副看護局長、上席看護師長、看護師長 3,700円～11,100円 薬剤師、放射線技師又は臨床検査技師 3,050円～13,650円 その他の職員 3,050円～9,150円	同じ	—	17,826千円	149,801円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に、又は週休日等以外の日の深夜に勤務した場合に支給 ・週休日又は休日等勤務した場合 管理職手当の支給区分に応じ1回につき6,000円～12,000円 ・週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 管理職手当の支給区分に応じ1回につき3,000円～6,000円	同じ	—	2,454千円	64,579円
初任給調整手当	医師又は歯科医師の職に採用された職員に一定期間支給(月額) 308,600円以下	異なる	人口が少ない市に所在し、採用による欠員の補充が相当困難であるものとして局長が定める病院に勤務する医師、又は歯科医師へは、月額368,800円を限度として支給する。	746,668千円	2,998,666円
単身赴任手当	異動等に伴い単身赴任することとなった職員に支給(月額) 30,000円 (職員の単身赴任先の住居から配偶者等の住居までの交通距離による加算有り)	同じ	—	0千円	0円

(注) 休日勤務手当の支給実績については「オ 時間外勤務手当」に含まれています。